

新旧対照表

【税関手続申請システムを使用して行う税関業務の取扱いについて（平成 15 年 6 月 30 日財関第 673 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
（特殊船舶等の不開港への入港届の提出） 1 2 特殊船舶又は特殊航空機の船長等が、システムを使用して、不開港への入港の届出を行う場合には、特殊船舶にあっては「不開港入港届出（遭難／特殊船舶）業務」、特殊航空機にあっては「不開港入港届（遭難／特殊航空機）業務」により、不開港の名称、船舶等の名称又は登録記号等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。	（特殊船舶等の不開港への入港の届出） 1 2 特殊船舶又は特殊航空機の船長等が、システムを使用して、不開港への入港の届出を行う場合（警察官に届け出る場合を除く。）には、特殊船舶にあっては「不開港入港届出（遭難／特殊船舶）業務」、特殊航空機にあっては「不開港入港届（遭難／特殊航空機）業務」により、不開港の名称、船舶等の名称又は登録記号等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
（削除）	（外国貿易機が税関空港に入港した場合の旅客氏名表及び乗組員氏名表の提出） 1 5 税関空港に入港した外国貿易機の機長が、システムを使用して、税関空港に入港した際ににおける旅客氏名表及び乗組員氏名表の提出を行う場合には、「旅客・乗組員氏名表提出業務」により、登録記号、国籍及び入港年月日等必要事項をシステムに入力し、提出しようとする氏名表をファイルにより添付の上、送信することにより行わせるものとする。
（削除）	（特殊船舶等（航空機に限る）が税関空港に入港した場合の旅客氏名表等の提出） 1 6 特殊船舶等（航空機に限る。）の機長が、システムを使用して、税関空港に入港した際ににおける旅客氏名表又は乗組員氏名表（次項並びにこの章 1 10 及び 1 11 において「旅客氏名表等」という。）の提出を行う場合には、「旅客・乗組員氏名表提出業務」により、登録記号、国籍及び入港年月日等必要事項をシステムに入力し、提出しようとする氏名表をファイルにより添付の上、送信することにより行わせるものとする。
（削除）	（外国貿易機が税関空港を出港する場合の旅客氏名表等の提出） 1 7 外国貿易機の機長が、システムを使用して、税関空港を出港する際ににおける旅客氏名表等の提出を行う場合には、「旅客・乗組員氏名表提出業務」により、登録記号、国籍及び出港年月日等必要事項をシステムに入力し、提出しようとする氏名表をファイルにより添付の上、送信することに

新旧対照表

【税関手続申請システムを使用して行う税関業務の取扱いについて（平成15年6月30日財関第673号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>〔削除〕</p>	<p><u>より行わせるものとする。</u></p> <p><u>(積荷目録の提出前ににおける外国貿易機に対する貨物の積卸の承認の申請)</u></p> <p>2 1</p> <p class="list-item-l1">(1) <u>積荷目録の提出前に、外国貿易機に対する貨物の積卸を行おうとする者が、システムを使用して、積荷目録提出前の貨物の積卸の承認の申請を行う場合には、「積荷目録提出前積卸承認申請（航空）業務」により、航空機の登録番号、積荷目録の提出前に貨物の積卸をすることが必要である事由等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせることとする。</u></p> <p class="list-item-l1">(2) <u>監視担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。</u></p>